

入札説明書

1 公告日

令和4年3月9日（水曜日）

2 委託業務名

令和4年度県広報誌「美ら島沖縄」配布業務

3 入札方法等

(1) 入札書の様式は、第4号様式に定める。

(2) 入札書は書面により、直接持参して提出すること。

(3) 入札の方法

ア 入札参加者は、入札執行に先立ち、入札保証金の確認を受けること。

イ 入札参加者は、入札執行に先立ち、一般競争入札参加資格確認通知書の写しを提出すること。

ウ 代理人がする入札の場合は、代表者からの委任状を持参すること。なお、委任状の様式は第5号様式に定める。

エ 入札金額は、別紙「配布先一覧」を基に算出し、内訳書（第4号様式その2）に配布部数毎の単価と金額を記載し、その合計（年額）を入札書（第4号様式その1）に記載すること。

オ 落札決定にあたっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは、取りやめることがある。

4 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第100条の規定により、見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の各号の一に該当すると認められる場合は入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 過去2箇年の間に、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらの契約を全て誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出するとき。

5 入札保証金の納入方法

(1) 納入手順

ア 現金納付を希望する者は、一般競争入札参加資格申請時に申し出ることとする。

イ 入札保証金納付書発行依頼書及び債務者登録票に必要事項を記入し、令和4年3月25日

(金) までに広報課へ提出する。

ウ) 債務者登録票に基づいて納付書を発行するので、令和4年3月29日(火)までに下記納付場所において納付する。

※琉球銀行・沖縄銀行・沖縄海邦銀行・コザ信用金庫・沖縄県労働金庫・農業協同組合(県内)・商工組合中央金庫那覇支店・みずほ銀行

エ) 領収書の写しを、令和4年3月31日(木)までに広報課へ提出すること。

(2) 還付方法

ア) 落札者以外は入札後、入札保証金還付請求書を提出し、約20日後に登録した口座へ振りこむ。

イ) 落札者の入札保証金は、納付すべき契約保証金に充当するが、充当しない場合は、契約保証金を徴収した後、先に納付済の入札保証金を還付する。

6 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、当該無効入札をした者は、7により再度入札を行う場合において、これに加わることができない。

(1) 沖縄県財務規則第126条各号の一に該当する入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反する入札は、無効とする。

(2) 一般競争入札参加資格の確認を受けた者の入札であっても、開札時において一般競争入札参加資格要件を満たさない者のした入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

(2) 予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札とする。

(3) 落札者となるべき同価入札者が2人以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。

8 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行う。

なお、再度の入札は、2回までとする。

9 契約保証金

落札者は、沖縄県財務規則第101条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の各号の一に該当すると認められる場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 過去2箇年の間に、国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した者について、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出するとき。